

改正行政不服審査法に係る審理員候補者名簿について

大分県総務部法務室

1 審理員について

これまでの行政不服審査法においては、審査請求の審理を行う者についての規定はなく、原処分に関与した職員が、審理手続を行うことも排除されていませんでした。

そこで、改正行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新法」という。）においては、審理手続の公正性・透明性を高めるため、審査請求に係る処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求の審理を行うこととなりました（新法第9条第1項ほか）。

また、新法第17条では、審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿（以下「審理員候補者名簿」という。）を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、公にすることとされました。

つきましては、本県における審理員候補者名簿を作成しましたので、次のとおり掲載します。

2 本県における審理員候補者名簿

ア 処分庁が知事の場合

原則	当該処分事務を担当する部局の主管課の総務企画監・総務調整監の職にある職員
各部局主管課が処分担当課の場合	当該処分事務を担当する部局の他課の職員

イ 処分庁が出先機関の長の場合

（知事の権限に属する処分を出先機関の長が専決した場合を含む。）

原則	当該処分事務の本庁担当課の班総括の職にある職員
当該処分事務の本庁担当課に当該処分事務を所掌する参事（班総括である参事を除く。）・総務企画監等の職を置いている場合	当該参事・総務企画監等の職にある職員

ウ 処分庁が市町村長の場合（法定受託事務）

原則	当該処分事務の本庁担当課の班総括の職にある職員
当該処分事務の本庁担当課に当該処分事務を所掌する参事（班総括である参事を除く。）・総務企画監等の職を置いている場合	当該参事・総務企画監等の職にある職員

【参考】

行政不服審査法（平成26年法律第68号。抜粋）

（審理員）

- 第9条 第4条又は他の法律若しくは条例の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）は、審査庁に所属する職員（第17条に規定する名簿を作成した場合には、当該名簿に記載されている者）のうちから第3節に規定する審理手続（この節に規定する手続を含む。）を行う者を指名するとともに、その旨を審査請求人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）に通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第24条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。
- 一 内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会
 - 二 内閣府設置法第37条若しくは第54条又は国家行政組織法第8条に規定する機関
 - 三 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員又は同条第3項に規定する機関
- 2 審査庁が前項の規定により指名する者は、次に掲げる者以外の者でなければならない。
- 一 審査請求に係る処分若しくは当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
 - 二 審査請求人
 - 三 審査請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族
 - 四 審査請求人の代理人
 - 五 前2号に掲げる者であった者
 - 六 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
 - 七 第13条第1項に規定する利害関係人
- 3・4 略

（審理員となるべき者の名簿）

- 第17条 審査庁となるべき行政庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するよう努めるとともに、これを作成したときは、当該審査庁となるべき行政庁及び関係処分庁の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

【問合せ先】

総務部法務室法務班

TEL：097-506-2274